**環境負荷低減事業活動の促進に関する**

**大阪府基本計画**

**（案）**

**令和５年（2023年）〇月**

大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第16条第1項に規定する環境負荷低減事業活動の促進に関し、本府における基本的な計画（以下「基本計画」という。）を次のとおり定める（計画期間：2023年度から2026年度）。

**１．本計画策定の背景**

　**（国の動き）**

　　近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化しており、世界的にもSDGｓ（「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals」）の達成やカーボンニュートラルの実現に向けた取組みが求められている。これらに対処し、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給の確保を図る観点から、国では令和３年５月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに、令和４年には同戦略の実現をめざす法制度として、「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律）が制定・施行され、同法に基づく国の基本方針の公表に伴い、実質的な運用が開始されたところである。

　**（大阪府の取組み）**

府においては、環境に配慮した農産物の生産振興について、平成13年に「大阪エコ農業推進基本方針」（以下「大阪エコ基本方針」という。）を策定し、化学肥料の施肥量及び化学合成農薬の使用回数を削減した病害虫防除の推進や病害虫の総合防除、施肥技術の普及に努めている。エコ農業や有機農業に取り組む農業者を経営面から支援し、ブランド化を進めるために、農薬使用回数等を作物別に基準を定め、その１／２以下の使用での生産が確認された農産物を知事が認証する制度（以下「大阪エコ農産物認証制度」という。）を実施している。

　　また、平成18年に有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号：以下「有機農業法」という。）が制定された事を受け、平成23年に大阪エコ基本方針を有機農業法に基づく都道府県の推進計画に位置づけ、平成28年からは大阪エコ農産物認証制度に農薬・化学肥料「不使用」の新たな認証区分を設けるなど、取組みの充実を図ってきたところである。

令和４年３月に策定した「おおさか農政アクションプラン」では、農分野での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、大阪エコ農産物や有機農産物の生産振興や販路拡大、農分野からの脱炭素意識の啓発に取り組んでいる。こうした取組みは、環境負荷低減につながることはもとより、2025年大阪・関西万博に向け環境に調和した生産方法による農産物をPRすることで、大阪産（もん）の魅力向上にも寄与するものである。

　　上記の経過や取組み状況を踏まえつつ、本府農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他関係者の理解と連携のもと、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、これらの流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムの確立を図ることが重要である。

　　この基本計画では、法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、本府における環境と調和のとれた食料システムの確立を図るとともに、「おおさか農政アクションプラン」や「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」などの目標達成に資するほか、SDGsの理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成にも貢献するものである。

　　なお、この基本計画は平成18年12月に成立した有機農業法第7条第1項に基づく都道府県の推進計画としても位置付けるものとする。

**２．環境負荷低減事業活動などの促進に関する事項**

**（１）環境負荷低減に関する目標*（法第16条第2項第１号）***

　　環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目標指標 | 基準（2022年度） | 目標（2026年度） | 備考 |
| 有機農業取組面積 | 0.3%（33ha） | 0.6%（74ha） | 有機JAS認定のほか、大阪エコ農産物不使用認証（農薬・化学肥料不使用区分）などを含む |
| 新規有機農業者育成 | 10％（1人） | 25％（15人） | 新規就農者のうち、有機農業に取組む農業者の割合目標値は4年間（2023～2026年度）の累計 |
| 有機農業栽培技術の確立 | 0品目 | 5品目 | 作物ごとの栽培マニュアルの作成 |
| 民間団体等との連携 | 13団体 | 100団体 | Osaka AGreen Actionパートナーズ |
| 46か所 | 300か所 | Osaka AGreen Action実施箇所数 |

**（２）環境負荷低減事業活動として求められる事業活動　*（法第16条第2項第２号）***

**＜環境負荷低減事業活動の考え方＞**

　　　環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、農林漁業に由来する環境への負荷が物質循環を介して、自然環境に影響を与えるものであること、農地の周囲に多数の都市住民が接する大阪農業においては、環境負荷の低減により、農林漁業の持続性の確保に資することが特に重要であることを踏まえ、府や農林漁業者のほか、流通や飲食事業者などと連携し、環境負荷の低減に資する生産方式の導入と合わせて、これに伴う労働負荷や生産コストの低減、最適な流通の確保など、創意工夫の取組みを推進するものとする。

従来の大阪エコ農産物（栽培基準の１／２以下、不使用）については、有機農業に関する技術体系が十分に確立されていない状況であることや、農薬・化学肥料の使用削減に寄与することから、引き続き推進する。

　また、「食」とそれを支える「農とみどり」の分野から脱炭素に向けて府民の行動を変える啓発活動「Osaka AGreen　Action(おおさかアグリーンアクション)」を通じて、エシカル消費を喚起するなどにより、環境負荷の低減に資する生産方式による農林水産物が買い支えられる社会の構築を目指す。

**＜環境負荷低減事業活動の内容＞**

大阪府において、環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、次のアからウのとおりとする。

**ア 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減を一体的に行う事業活動**

***（法第2条第4項第1号）***

堆肥等の施用を行う土づくりと、農薬・化学肥料の使用量削減に資する生産技術を活用する取組みを一体的に行う事業活動が該当し、農薬・化学肥料を使用しない有機農業等についてもこれに該当する。

【具体的な事業活動取組例】

　　　・土壌診断の定期的な実施

　　　・JAや生産部会等における栽培暦の見直し・実践

　　　・耕畜連携や地域内の未利用資源等の堆肥化、施用による土づくり

　　　・発生の予防を重視したIPM（総合防除）の導入

　　　・天敵やソルゴーなどの利用による害虫防除

　　　・有機農業実践者の交流促進、技術指導

**イ 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動*（法第2条第4項第2号）***

農林業機械や施設園芸での加温設備等における化石燃料に由来する二酸化炭素、農地土壌及び家畜排せつ物の管理並びに家畜の消化管内発酵に由来するメタン等、農林漁業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動が該当する。なお、農薬・化学肥料は工業生産時に化石燃料を使用していることから、これらを使用しない有機農業等は、これにも該当する。

【具体的な事業活動取組例】

　・ICTを活用した環境制御技術の導入

　・施設園芸におけるヒートポンプの導入

　・暖気排気の循環装置、遮熱資材の導入

　　　・省エネに資する農林漁業機械その他設備の導入

　　　・水田での長期中干しの実践

　　　・農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用

**ウ 農林水産省令で定める事業活動*（法第2条第4項第3号）***

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和４年農林水産省令第42号）第１条第１項の規定に基づき、別途農林水産大臣が定めたものが該当する。

【具体的な事業活動取組例】

・水耕栽培における農薬・化学肥料の使用削減

・バイオ炭の農地への施用

・プラスチック資材の排出又は流出の抑制

・その他、農薬・化学肥料の使用削減と合わせ、本府における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動

**（３）特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容*（法第16条第2項第３号）***

　　該当無し（ただし、市町村等から要望があった場合に検討する）

**（４）環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容*（法第16条第2項第４号）***

　　　大阪府では、次の取組みについて、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所や民間企業、大学などと連携し、新たな技術の開発や普及を推進する。

1. センシング技術等を活用した土壌診断や栄養診断、施肥管理法改善等による化学肥料削減技術の開発・普及
2. 総合防除（IPM）の推進など、農薬に頼らない防除技術や化学合成農薬の削減技術の開発・普及
3. 病害虫に強い品種の開発・普及
4. 有機農業を実践する経営モデルの確立・普及
5. 有機農産物や大阪エコ農産物など環境に配慮した農産物の付加価値向上のためのブランド化

**（５）　環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進**

***（法第16条第2項第５号）***

　大阪府では、有機農産物や大阪エコ農産物の府内での消費を推進することは、農薬や化学肥料の使用削減や温室効果ガスの排出の量の削減に資するほか、これら環境負荷低減事業活動により生産された農産物をはじめとする大阪産(もん)の府内での消費は、輸送距離が短く、輸送に係る化石燃料の削減・脱炭素にも貢献する。このため、下記の取組みを実施し、これらの農産物について地産地消を積極的に推進していく。

　ア 購入拠点の充実

・購入機会の飛躍的拡大に向け、郊外だけでなく都心部での販売店、飲食店や販売店での販売拡大

・輸送距離の短縮及び輸送効率の向上につながる効率的な物流の構築

　イ 事業者や消費者の行動変容の促進

・一人ひとりの生活に直結する「食」とそれを支える「農とみどり」といった場面で今すぐできる「マルシェや直売所など身近なところで農産物の購入」などの行動に、生産者・消費者・事業者の一体的な取組み「Osaka　AGreen　Action」を実施。取組みに協力する事業者をパートナーズとして募集・登録し活動を推進する。

・カーボンフットプリント（CFP）など、脱炭素の取組みを見える化する取組みの促進のほか、生産・流通・使用等の過程でのCO2排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して脱炭素ポイントを付与する取組みの促進など、持続可能性に配慮した消費行動を促進

　ウ 生産者と流通事業者等のマッチング

　　・有機農産物や大阪エコ農産物を取り扱う流通事業者や消費者と生産者を結び付けるマッチング支援の実施

**（６）　その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項*（法第16条第2項第６号）***

大阪府において、有機農業の取組み拡大に向けて、安定した生産が可能となるよう、主要な野菜や果樹5品目程度について、有機農業の栽培技術の開発や確立に向けた技術実証・栽培マニュアルの作成を行うとともに、新規就農で有機農業を目指す方に対しては、有機農産物アカデミーなどの講座での技術習得の支援を実施する。

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、小規模であっても有機農産物や大阪エコ農産物等を生産し、出荷・販売する農業者については、大阪版認定農業者として積極的に支援し、各種施設整備等の促進を図るものとする。

　さらに、今後、地域のモデル的な取組を創出しその事例の横展開が図られるよう、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、府、市町村、ＪＡなど農業者団体、関係企業等の関係者と緊密に連携して対応していく。

　また、社会経済情勢の変化などにより、基本計画の推進に大きな影響がある場合には、見直しを図るなど必要な措置を行うこととする。